

# 「米軍基地形成史の学び推進事業委託業」企画提案仕様書

## 1. 委託業務の名称

米軍基地形成史の学び推進事業委託業務

## 2. 委託業務期間

委託契約の日から令和8年3月31日まで

## 3. 委託業務の目的

戦後80年を迎えた今もなお、沖縄県には全国の約70.3パーセントの米軍専用施設が集中しており、騒音、水質汚染等の環境問題、米軍関係の事件・事故は跡を絶たない。沖縄県内の学校現場における平和教育は、沖縄戦を中心としたものとなっており、戦後、沖縄に基地が集中していく過程（以下「基地形成史」という。）を学ぶ機会が不足しているのが現状である。当業務の実施により、県内・県外の若者が、沖縄の基地負担の現状について考え、沖縄に基地が形成された歴史的背景、沖縄の基地負担の現状について理解を深めること、また、沖縄県の基地負担軽減の必要性に対する国民の共感や賛同の動きが増加し、在沖米軍基地の整理・縮小等に向けた動きに繋げることを目的とする。

## 4. 委託業務の内容

### (1) 本業務の構成

ア 本業務は下記の(ア)～(ウ)の3構成とし、これを全て実施する。

#### (ア) 共同学習

県外から修学旅行等により来県する高等学校の生徒（以下「参加校生」という。）を県内高等学校の生徒（以下「受入校生」という。）とマッチングさせ、沖縄の戦後史（基地形成史）学習や米軍基地及びその周辺等の現地視察等を両校の生徒共同で実施する。

- ① 来県高等学校（以下「参加校」という。）の数は6校とし、それを超えないものとする。  
また、そのうち少なくとも2校については県から候補校を提示するため、これをそのまま用いること。その他4校の参加校及び全6校のマッチング相手となる県内高等学校（以下「受入校」という。）の選定については、県と協議のうえ決定する。
- ② 参加校生及び受入校生の人数は、それぞれ6校ずつ計12校、120名程度（1校あたり10名程度）とする。  
※転入・転出等による若干の増減や諸事情によりキャンセル等の変更はあり得る。
- ③ 参加校は、修学旅行等であらかじめ来県することが確定している学校とし、引率は原則として、学校毎に少なくとも教諭1名とする。
- ④ 学習方法の詳細については、県と協議のうえ決定する。
- ⑤ 共同学習に先んじて、受入校に対しては1～3回程度、事前学習の時間を設定し、適宜講師を派遣して講義等を行い、円滑な共同学習の実施に資するものとする。

#### (イ) シンポジウム

受入終了後に、基地形成史に関する議論等を行うシンポジウムを1回開催する。シンポジウムにおいては、今回の共同学習で学んだことを前提に、受入校生をファシリテーターとして参加させる。また、当該シンポジウムは受託事業者が企画・運営する。

- ① 当該シンポジウムは若者に基地問題について考えてもらう場として企画することとし、10代～30代を主な参加者とする。
- ② シンポジウムは6校全ての受入が完了した後、令和7年11月以降、令和8年2月初旬までに開催するものとする。
- ③ シンポジウムの詳細については県と協議のうえ決定する。

(ウ) テレビ放送

(ア)及び(イ)の様子を追ったドキュメンタリー動画を作成、戦後の基地形成史学習を通じた学生の成長過程を県内テレビにて放送する。(放送時間：60分程度)

- ① 放送する番組は、本業務の受託事業者で企画制作を行い、テレビ局は放送のみを行うものとし、著作権は沖縄県に帰属するものとする。
- ② 番組の放送は令和8年3月31日(火)24:00までに完了させるものとする。
- ③ 番組の構成については県と協議のうえ決定する。
- ④ ドキュメンタリー動画については、テレビ放送後に基地対策課特設サイトにおいて令和10年3月末まで掲載する予定であることから、動画の継続使用に必要な費用(出演料等)がある場合は、費用に含めること。

(2) 本業務への参加校と受入校の参加に係る全行程の企画及び実施

(引率者の事前現地調査、参加校及び受入校との調整及びオリエンテーション等を含む。)

- ・参加校生と受入校生が基地形成史への認識を深めることができるよう、歴史背景を踏まえて、十分に検討すること。
- ・参加校生の来県に係る旅費及び宿泊に関しては当事業では負担しない。ただし、来県後に共同学習の場へ移動する際に要する旅費は除く。
- ・行程中、米軍基地及びその周辺等の現地視察の機会を設けること。また、荒天時の代替プログラムを想定しておくこと。
- ・両校の業務負担に配慮し、参加校及び受入校確定後は、速やかに年間スケジュールを策定し、両校と共有する等、効率的かつ効果的な企画及び実施を図ること。

(3) 事業参加に伴うスケジュール管理・役割分担

- ・確認事項や手配状況等について、通知期限を定め、遅滞なく両校と共有すること。
- ・用務の円滑な実施のため、関係者の役割分担を明確にしておくこと。また、参加校が来県している期間中は、行程に沿った役割分担に配慮すること。

(4) 危機管理体制の構築及び個人情報保護対策

- ・災害発生等の緊急時に備え、危機管理体制を構築すること。また、個人情報保護に関する取扱い方法を定め、適切に管理すること。

(5) 効果検証

- ・参加校生を対象に、基地形成史に係る認知度向上に関するアンケートを実施するとともに、課題を抽出し、改善に向けた分析を行うこと。
- ・受入校生を対象に、基地形成史に係る認知度向上に関するアンケートやヒアリングを実施し、更なる認知度の向上に繋がる具体的な取組を検討すること。

(6) 成果品の提出

ア 提出物

- ・業務報告書 詳細版 30部及び電子データ(CD-ROM)

・業務報告書 概要版（公開用）電子データ（CD-ROM）

イ 提出期限：令和8年3月31日（火）（期限厳守）

ウ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県知事公室基地対策課（6階） 電話：098-866-2460

(7) 不測の事態により委託業務の実施が不可能となった場合の措置

県又は受託者いずれの責にも帰すことのできない事由により委託業務の実施が不可能となった場合は、本仕様を協議して変更するものとする。

## 5. 著作権等

成果品の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本業務の委託に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。

## 6. 業務の再委託の制限

(1) 再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託等」という。）については、県と協議の上、再委託が必要と認められる業務に限り、県の事前の承認を受けた上でできるものとする。

(2) 簡易な業務の再委託

前項に関わらず、複写・印刷・製本、原稿データの入力及び集計等の簡易な業務については事前の承認を経ずに再委託を行うことができる。

(3) 一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の2分の1を超える業務、委託業務に関わる統括的かつ根本的な業務に関する再委託は禁止する。

(4) 再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本業務の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

## 7. その他

(1) 本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、当課及び受託者で協議の上、決定する。

(2) 本仕様書記載の業務内容については変更することがある。

(3) 事業実施にあたっては、労働基準法、個人情報保護法等の法令を遵守すること。